

「弁護士によるいじめ防止出前授業」実施要領

1 趣旨

法律の専門家である弁護士を講師に、人権の視点からいじめ防止についての出前授業を市内中学校で実施します。

2 講師 兵庫県弁護士会所属弁護士

3 対象 中学校全学年

4 実施期間 令和7年6月2日から令和8年3月31日まで

5 内容

各クラスにつき弁護士1名を派遣し授業（50分）を行います。

- ・ 弁護士とは
- ・ いじめられる子が悪いのか
- ・ いじめ事案（遺書等）から被害者の気持ちを学ぶ
- ・ いじめの四層構造 他

6 費用負担

講師謝金は、弁護士1名／回につき13,720円（所得税と交通費を含む）とします。

なお、人権推進課予算により執行するため、各学校の費用負担は不要とします。

7 実施の流れ

（1）申込

希望する学校は、実施希望日の2か月前までに別紙1「いじめ防止授業計画書」に必要事項を記入し、メール等で子どもいじめ防止センターへ提出してください。

（2）日程調整

計画書に基づき、子どもいじめ防止センターが県弁護士会と調整を行い、実施日及び事前打合せ等について学校に連絡します。

（3）打合せ

弁護士、学校、子どもいじめ防止センターでメール等により行います。

（4）当日

授業の実施（子どもいじめ防止センター職員も見学します。）
生徒から授業の感想またはアンケートを回収してください。

授業後に、学校関係者（校長、担任等）と弁護士による意見交換会を行います。

（５）報告

学校は、授業終了後約１か月以内に、別紙２「いじめ防止授業報告書」及び、生徒の感想・アンケートを子どもいじめ防止センターに提出願います。

子どもいじめ防止センターは、感想・アンケートを要約した資料を作成し、県弁護士会に提供します。

８ その他

- （１）１回の実施クラス数は、４クラス程度（各クラスに各１人の弁護士）です。４クラス以上同時に希望される場合は、弁護士会と調整させていただきます。
- （２）予算の範囲内での実施となるため、希望多数の場合は調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- （３）授業の様子について、子どもいじめ防止センター及び弁護士会が個人のプライバシーに配慮した上で、写真撮影を行うことを許可願います。
- （４）生徒の感想・アンケート、写真について、個人が特定できない範囲で活用させていただくことを許可願います。

市民生活部 人権推進課 三木市子どもいじめ防止センター TEL 82-8110 担当：平田 mika_hirata@city.miki.lg.jp
--

(別紙 1)

「弁護士によるいじめ防止出前授業」計画書

令和 年 月 日

子どもいじめ防止センター長 様

学校名 _____

校長名 _____

希望日時 (候補日を2 日記入くださ い。)	第1希望	令和 年 月 日 ()		
		第 校時 (: ~ :)		
	第2希望	令和 年 月 日 ()		
		第 校時 (: ~ :)		
実施学年(※)			学級数	
担当者名			生徒数	
備考(弁護 士の先生に特 にお話いただ きたい内容等 があればご記 入ください)				

※同じ日に複数学年実施を希望される場合は、「1・2年」のように記入し、学級数、生徒数は合計を記入してください。

希望日時の2か月前までに提出してください。

(別紙2)

「弁護士によるいじめ防止出前授業」報告書

令和 年 月 日

子どもいじめ防止センター長 様

学校名 _____

校長名 _____

担当者名 _____

実施日時	令和 年 月 日 () 第 校時 (: ~ :)				
講師名 (全員の名前 を記入のこと)					
実施学年(※)		学級数		生徒数	
授業概要および感想 (配布資料が あれば添付す ること)					

※複数学年実施された場合は、「1・2年」のように記入し、学級数、生徒数は合計を記入してください。

授業終了後1か月以内に提出してください。